

堀内公園指定管理者募集要項

安城市では、堀内公園の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び安城市都市公園条例（昭和52年安城市条例第38号）第18条の規定に基づき、堀内公園の管理運営を行う指定管理者を募集します。

1 対象施設

(1) 名称

堀内公園

(2) 所在地

安城市堀内町安下1番地1

(3) 施設概要

ア 敷地面積	5.9ha
イ 主要施設	公園管理事務所 RC2階一部平屋 409㎡
	観覧車 地上高35m 直径30m 1基
	サイクルモノレール 200m/1周 1基
	メリーゴーランド 1基
	電動汽車 320m/1周 1基
	バッテリーカー 8台
ウ 設立年月日	平成元年10月2日 部分開園 2.0ha
	平成4年4月23日 全面開園 5.2ha
	平成14年9月28日 拡張開園 5.9ha
	平成17年2月1日 一部変更 5.9ha
エ 入園方法	無料で、いつでも誰でも自由に入園できるものとします。

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

3 指定管理者が行う業務

- (1) 堀内公園の利用に関する業務
- (2) 堀内公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上記(1)(2)に付随する業務

4 管理の基準

- (1) 有料公園施設の利用時間（ふわふわドーム・芝すべり・ちびっこひろばを含む）

休日等以外の日にあつては午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで（7月20日から8月31日までの間の金曜日にあつては午後6時まで）、休日等にあつては午前9時から午後4時30分まで（7月20日から8月31日までの間の日曜日及び土曜日にあつては午後6時まで）

- (2) 有料公園施設の休業日

火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日又は、4月30日から5月2日までの日に当たるときは、その直後のこれらの日でない日とする）、12月28日から翌年の1月3日まで

なお、利用時間及び休業日は、市の承認を得て臨時に変更することができます。

- (3) 関係法令の遵守及び堀内公園の設置目的に沿った管理

条例等関係法令を遵守し、堀内公園の設置目的に沿った適切な管理を行うこと。

- (4) 組織体制

管理業務を遂行するにあたり、十分な能力を持つ従業員を確保するとともに、業務に支障のない組織体制を整えること。また、(甲種)防火管理者その他管理業務の遂行に必要な資格者を置くこと。

- (5) 公平性の確保

施設の利用にあたっては、住民の利用に関し公平性を確保すること。

- (6) 個人情報の取扱

堀内公園管理業務仕様書別紙14「公の施設の管理運営における個人情報取扱注意事項」に従ってください。

- (7) 利用料金

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度(利用料金を指定管理者の収入とする制度)」を採用します。ただし、特定の利用者に対しては、条例に基づき利用料金を減免します。

※上記2～4の詳細については、別添「堀内公園管理業務仕様書」のとおりです。

5 指定管理料

指定管理料は、施設の管理運営及び指定事業に係る支出から、施設の利用料金等の収入を差し引いた額とします。(指定事業とは、自主財源で行う自主事業以外

の事業を指します。)

消費税率については、全期間を通じて10%で計算してください。なお、税制度の変更により消費税率の変更があった場合は、指定管理者と協議のうえ、指定管理料を増減します。

指定管理料の金額及びその支払方法については、会計年度ごとに締結する協定で定めます。

6 指定管理料の上限金額

指定管理料の上限額は、236,087千円(2年間合計・税込み)とします。提案額がこの金額を超えた場合は、一次審査において欠格となります。

7 応募資格

指定期間中、堀内公園の管理運営を安全かつ円滑に実施できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)、もしくは複数(2団体以上)の法人又は団体が共同して管理を行う組織(以下「共同企業体等」という。)とします。

団体の場合、法人格は必ずしも必要としませんが、個人での応募及び次の各号に該当する法人等は応募することはできません。

なお、単独で応募する法人等は、共同企業体等の構成員となることはできません。また、複数の共同企業体等において、同時に構成員となることもできません。

共同企業体等の応募については「堀内公園の指定管理者の共同企業体届出要項」を別途ご確認ください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人等
- (2) 安城市から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等
- (3) 安城市から指名停止を受けている期間中の法人等
- (4) 国税、愛知県税及び安城市税を滞納している法人等
- (5) 会社更生法、民事再生法の手続について申し立てがなされ、この手続が終了していない法人等
- (6) 安城市指定管理者選定委員会の委員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等
- (7) 別紙「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月30日付け安城市長・安城市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結)に基づく排除措置の対象となる法人等

- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金を滞納している法人等

8 提出書類

堀内公園指定管理者指定申請書（様式第1）に以下の書類を添付して提出してください。また、提出書類はすべてA4サイズで作成してください。共同企業体等として申請をする場合は、(3) から (8) まで及び (10) の書類を法人等毎に提出してください。

- (1) 事業計画書（別添参考様式1）
- (2) 施設の管理に関する業務の令和9年度までの各年度の収支予算書（別添参考様式2参照）
- (3) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（申請前3カ月以内に取得したもの）
- (5) 役員氏名等届出書（別添参考様式3）
- (6) 法人等の令和7年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (7) 法人等（令和7年度に設立された法人等を除く。）の直近の事業年度における事業報告書等及び直近3事業年度における収支計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (8) 納税証明書（国税、愛知県税及び安城市税それぞれについて、未納がないことの証明。非課税である場合は、その旨の証明。申請前3カ月以内に取得したもの。納税義務がない場合は納税義務がないことの申出書（別添参考様式8））
- (9) 共同企業体として申請をする場合は下記ア～ウの書類
 - ア 堀内公園指定管理者共同企業体届出書（別添参考様式4）
 - イ 委任状及び使用印鑑届（別添参考様式5）
 - ウ 堀内公園指定管理者共同企業体協定書の写し（別添参考様式6）
- (10) 会社の概要がわかるパンフレット等

9 提出部数

提出部数は各書類とも、紙媒体による原本1部とそのコピー14部の計15部とします。（インデックスを付け、フラットファイルへ閉じてください。）

なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。

また、提出書類は、安城市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、原則公開します。

10 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月16日（水）まで
午前9時から午後5時15分まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除きます。

(2) 配布場所

安城市役所都市整備部公園緑地課公園計画係
〒446-8501 安城市桜町18番23号
電話：0566-71-2244 FAX：0566-76-0066

11 募集方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類を添えて受付期間内に持参してください。（事故防止のため郵送による受付は行いません。）

(1) 受付期間

令和7年8月19日（火）から令和7年8月26日（火）
午前9時から午後5時15分まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除きます。

(2) 受付場所

安城市役所都市整備部公園緑地課公園計画係
〒446-8501 安城市桜町18番23号
電話：0566-71-2244 FAX：0566-76-0066

12 施設の視察及び説明会の開催

堀内公園の視察及び応募方法、提出書類などについて説明会を開催します。参加人数は1法人等につき2人までとし、「堀内公園指定管理者募集に関する施設説明会参加申込書」を令和7年7月29日（火）午後5時15分までにご提出ください。

なお、応募される法人等は説明会への出席を条件とします。

(1) 開催日時

令和7年8月6日（水）午前9時30分から2時間程度
令和7年8月7日（木）午前9時30分から2時間程度

(2) 開催場所

堀内公園 ちびっこひろば 2F

(3) 連絡先

安城市都市整備部公園緑地課公園計画係

電話：0566-71-2244 FAX：0566-76-0066

E-Mail：koen@city.anjo.lg.jp

(4) 質問事項

質問がある場合は、別紙「堀内公園指定管理者募集に関する質問票」を令和7年7月29日（火）午後5時15分までに文書（FAX、郵便等）又は電子メールで提出してください。説明会等で回答します。なお、質問及び回答の内容は説明会参加者全員で共有し、市が必要と判断した場合は、HP等において公表する場合があります。また、電話等による個別の質問は受け付けません。

1.3 選定方法

- (1) 書面等による一次審査の後、安城市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書面及び面接による二次審査により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。
- (2) 一次審査を通過した応募者のみが、二次審査の対象となります。
- (3) 二次審査の開催日時については、10月を予定しています。
- (4) 二次審査における選定方法については、別紙「選定委員会における指定管理者の候補者選定方法」のとおりとします。なお、優先交渉権者が指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理者とすることができない事情が生じたときは、次点交渉権者を候補者として選定できるものとします。

1.4 選定基準

(1) 一次審査

下記ア～ウの条件を満たさない場合は、欠格とします。

ア 申請書類がすべて揃っていて、内容においても不備がないこと

イ 本要項「7 応募資格」各号に掲げる要件に該当しないこと

ウ 提案額が市の設定する上限額を超えていないこと

(2) 二次審査

別紙「堀内公園指定管理者選定基準書」のとおり

1.5 選定結果の通知

選定後応募者全員にお知らせします。同時に選定結果を市HP等で公表します。すべての応募者の名称を公表します。

1.6 選定審査対象外

次の要件に該当する場合は、欠格とし、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反または著しく逸脱したとき。
- (3) 本件応募について、選定委員会委員又は本市職員に対して、不適切な接触の事実が認められたとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

1 7 協定の締結

指定管理者として指定の議決を受けた法人等は、安城市と協議を行い、基本協定及び年度協定を締結します。翌年度以降は、年度協定を毎年締結します。

1 8 問い合わせ先

安城市役所都市整備部公園緑地課公園計画係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話：0566-71-2244 FAX：0566-76-0066